



山形県公報

令和3年2月9日(火)
第178号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……95
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……96
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……97
- 同……………(同) ……98
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……99

告 示

山形県告示第86号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和3年2月18日山形市に招集する。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第87号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
合同会社o h a n a 酒田市亀ヶ崎五丁目7番24号	放課後等デイサービス事業所 r i n o 酒田市日の出町一丁目5番21号	放課後等デイサービス	10名	令和 3. 2. 1

山形県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人なでしこ SHONAI	特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	訪問介護	令和3.2.8

山形県告示第89号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・31号藤島駅笹花線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号
令和3年2月2日 東北地方整備局告示第19号

山形県告示第90号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第49条の2第1項第2号中「同条第2項及び」を削り、「若しくは第4項」を「、第7条の9第1項若しくは第2項」に改め、同項第2号の2中「の規定」を「(第8条の3において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項第2号の3中「第7条の2第18項又は第21項」を「第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「第7条の2第18項又は第21項」を「第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。
- 第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「同条第2項及び」を削り、「若しくは第4項」を「、第7条の9第1項若しくは第2項」に改める。
- 第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第2項及び」を削り、「若しくは第4項」を「、第7条の9第1項若しくは第2項」に改める。
- 第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「同条第2項及び」を削り、「若しくは第4項」を「、第7条の9第1項若しくは第2項」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和3年6月9日まで縦覧に供する。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グラントマト東根店
東根市中央南二丁目5番21

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ東根パワフル館	東根市一本木土地区画整理事業地内50街区12番外

(変更後)

名 称	所 在 地
グラントマト東根店	東根市中央南二丁目5番21

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
グラントマト株式会社	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5	南 條 浩

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 平成30年1月15日
- ロ 所在地に係るもの 平成20年10月11日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 住所に係るもの 平成24年7月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 平成30年6月20日

(3) 2の(3)に掲げる事項 平成30年1月15日

4 届出年月日

令和3年1月20日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年6月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和3年6月9日まで縦覧に供する。

令和3年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グラントマト東根店
東根市中央南二丁目5番21

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地
代表取締役 岡田 義則

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社デンコードー	午前10時	午後8時30分

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
グラントマト株式会社	午前8時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午後9時まで
 (変更後) 午前7時30分から午後8時30分まで
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前10時から午後7時まで
 (変更後) 午前6時から午後5時まで

4 変更年月日

令和3年1月21日

5 届出年月日

令和3年1月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年6月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年11月から同年12月まで実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月9日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準
 山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類
 財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）
 財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) 監査の実施内容
 関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関35箇所について実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
酒 田 西 高 等 学 校	令和2年11月12日	木村委員	海老名委員
遊 佐 高 等 学 校	令和2年11月12日	木村委員	海老名委員
鳥 海 学 園	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
酒 田 東 高 等 学 校	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
酒 田 警 察 署	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
金 峰 少 年 自 然 の 家	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
鶴 岡 北 高 等 学 校	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
庄 内 農 業 高 等 学 校	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
庄 内 児 童 相 談 所	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
鶴 岡 乳 児 院	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
鶴 岡 警 察 署	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
庄 内 食 肉 衛 生 検 査 所	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
鶴 岡 工 業 高 等 学 校	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
酒 田 光 陵 高 等 学 校	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
鶴 岡 養 護 学 校	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
最 上 教 育 事 務 所	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新 庄 神 室 産 業 高 等 学 校	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新 庄 警 察 署	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新 庄 北 高 等 学 校	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
新 庄 養 護 学 校	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	令和2年12月8日	武田委員	—
こども医療療育センター庄内支所	令和2年12月8日	武田委員	—

知的障がい者更生相談所庄内支所	令和2年12月8日	武田委員	—
産業技術短期大学校庄内校	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内職業能力開発センター	令和2年12月8日	武田委員	—
山形空港事務所	令和2年12月8日	武田委員	—
置賜教育事務所	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢興譲館高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢東高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
高畠高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
鶴岡中央高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
加茂水産高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内総合高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
天童警察署	令和2年12月8日	武田委員	—
長井警察署	令和2年12月8日	武田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 新庄北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

借上バス使用料

請求書受理日 令和元年8月16日

支払日 令和元年12月6日

支出額 51,090円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計137,601円

主な事例は以下のとおり

産業廃棄物収集運搬業務委託料（令和元年7月分）

請求書受理日 令和元年9月30日

支払日 令和元年12月26日

支出額 28,789円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度新庄北高等学校最上校昇降口階段袖壁修繕工事

契約金額 2,024,000円

要契約保証金 202,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意した主なものは、次のとおりである。

イ 支 出

(i) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(新庄北高等学校)